

アメリカ合衆国連邦統計における 1990 年代後半の改革

伊藤 陽一 (法政大学)

はじめに

特に 1990 年前後から加速している世界と各国の経済や社会の変動の中で、政府統計活動は、把握すべき対象の変化、政府統計への詳細データや新分野データなどますます増大する要求の一方で、予算制約や回答者負担軽減の要求、プライバシー・秘匿性保護要求、等の中で、かつてない革新を求められている。

欧米先進国の政府統計機関はこの状況の下で、特に活発に経験を交流しながら改革につとめている。アメリカ合衆国連邦統計は、各種の問題について必ずしも国際的に先駆となっているわけではなく、多民族・多人種社会であることその他の統計活動上での多くの困難をかかえながら、分散型統計制度の下、改革に努めており、その国際的影響や日本との比較等で十分に参考に値する。また、情報インフラストラクチャの強化においては、国際的な先端になりうるものとして注目を要する¹⁾。

本稿は、この合衆国連邦統計に関して、特に 1990 年代後半に行われ、あるいは進行中の諸改革についての全体概観を与えようとするものである。個別的トピックスについての改革も、全体的動き、あるいは歴史的経過の中で位置づけながら参照することが必要と考えるからである。とはいえ、連邦政府統計における統計改革を全体として示す何らかの計画や構想が合衆国にあるわけではない。そこでまず、OMB の統計担当部門が統計予算としてまとめた文書の中にある「長期計画」の部分にかかげられている項目をすべてとりあげることにする。また、合衆国では当然のものとして前提されているが、日本から見て重要と思われる動き—例えば、統計生産活動での情報技術の活用—もとりあげる。そして、それら項目を筆者なりに再整理しつつ、説明していくことにしたい。このうち、統計機関の統合をめざす動向と関連法案のより丁寧な検討は興味深く、また合衆国連邦統計の各動向を国際的脈絡、合衆国での諸経過、あるいは日本等との比較で論じる課題があるが、本稿では、目下の主要動向の紹介・説明に限定し、以下の構成で論を進めることにする。

1. 合衆国統計制度の概略と特徴
2. OMB 提出の統計の長期計画における諸項目
3. 情報技術の活用
4. 統計内容の改革
 - 4.1 2000 年センサス、4.2 経済統計、4.3.福祉・健康統計、4.4 統計基準
5. ミクロデータ、行政記録の利用

6. 利用者（顧客）サービスと統計家の倫理

7. 統計機関統合論

1. 合衆国連邦統計制度の概略

1.1 連邦統計制度・政策の概略 第一に、合衆国連邦統計機関の構成は分散型である。統計機関は大小あわせると 72 におよぶが、主要な統計機関としてはまず、商務省センサス局、労働省労働統計局（BLS：Bureau of Labor Statistics 以下 BLS と略称）、農務省全国農業統計部、保健・福祉省統計局が 4 大機関とみなされ、これに商務省経済分析局（BEA：Bureau of Economic Analysis）、司法統計局、運輸統計局、農務省経済調査部、エネルギー情報部、全国教育統計センター、全国保健統計センターが加わって 11 機関とされる。分散型に必要な統計調整機関は、管理予算庁（OMB：Office of Management and Budget）の中の情報・規制部（OIRA：Office of Information and Regulatory Affairs）の統計政策部（Statistical Policy Branch）である。この統計調整機関は何回かの移動のあと、1980 年以降 OMB の中にある。1.2 でふれるが 1995 年ペーパーワーク削減法によって、OIRA 局長に助言し援助する「機関間統計政策審議会」が設置されている。しかし、OIRA のスタッフ数は 1995 年には 5 人であり連邦統計全体の規模から見ると、極めて小さく、その調整能力が絶えず問われている²⁾。

これは特に 1980 年代前半のレーガン政権時代の統計予算削減と統計機関のリストラの結果である³⁾。この統計調整機関の弱さをふくめて、合衆国では、歴史的に分散型の持つ弱さに関する論議が常につきまどってきた。合衆国統計家達のこれまでの多くの論議は、集中型の効率性や体系的にあこがれ、あるいはうらやましさを心に秘めながらも、分散型を集中型に転換させることなどは現実にはありえまいといったスタンスにあった。しかし、1990 年代半ば以降の論議には、これまでの論議とは違って、もしかすると集中型への歩みが始まるかもしれない、という感を抱かせる点がある。これについては 7 でとりあげる。

第二に、統計活動における連邦政府と州政府との関係について見れば、連邦統計はあくまで連邦統計機関自らの手で（直轄）行われる。このために、センサス局、労働統計局は全国に地方事務所を配している。日本の読者は、農林統計調査事務所を思い起こしてもらえばよい。戦後日本の統計改革において農林統計は、本格的論議に先だつてこの合衆国タイプが取り入れたのである。もとより連邦と地方の政府との間での協力プログラムも幾つか用意され、調整が行われてきており、近年の状況の中では、連邦と州の連携あるいは権限委譲が目立ってきた。

第三に、統計関係の法規についてみれば、まず情報関連法として、前文に「知る権利」をうたいこんだ、いわゆる情報公開法、同じく前文に「自己情報統計権」をうたいこんだ、

いわゆるプライバシー法が 1974 年に現在の形を整え、関連して「コンピュータ・マッチングとプライバシー法」が、実際に政治や行政、社会において実体化していることを指摘しなければならない⁴⁾。これに加えて、統計調整機関の組織や機能を定め統計活動に直接関与するものとして 1995 年ペーパーワーク削減法がある。これは、1930 年代から約 50 年間機能していた連邦報告法に代わった 1980 年ペーパーワーク削減法を、1986 年の改訂を経て、1995 年に大きな改訂をしたものであり、統計調整機能を持つ OIRA の働きを規定した法規である。1995 年法では、1980 年法の基本的狙いを受け継ぎ、OMB の機能を強化し、監視をより強化する規定をもちこまれた。これは 1.2 でふれる。合衆国には、この一般法の他には統計に直接関わる法規として、日本の統計法のような連邦各機関の統計活動に一律に適用される基本法規はなく、各省の統計活動を規定する合衆国法典(USC : United States Code)の各編が具体的法規になる。例えば、センサス局についてみれば、法典第 13 編が詳細にその活動を規定している。

この統一的基本法規の欠如も、統計における秘匿性保持等に関して省庁ごとの不統一をもたらししており、連邦統計のひとつの問題点である。

第四に、上に示した弱点を持ちながらも、連邦統計機関が活発に動き、また利用者へのサービスにおいて見るべき点を持っているのは、連邦統計機関相互間の交流、学会との交流、議会での統計論議が活発であり、統計活動が広く公開され、国民各層からの意見をくみあげ、各種討論が盛んだからである。これらの動きが、分散型と統計調整機関の弱さを幾重にも補完する形になっている。この動きは明らかに補完を意識しているものと、客観的にそういう働きになっているものがある。

まず統計機関内では、既にふれた機関間統計政策協議会 (Interagency Council on Statistical Policy) がある。さらに、政府統計に対応する政府統計家の機関 COPAFS : Council of Professional Association on Federal Statistics がある⁵⁾。政府統計の全体あるいは特定問題に関して、学会その他の専門家からなる検討委員会あるいはパネルが設定され、この検討結果が広く配布される。さらに機関をこえての国際的あるいは国内的な会議が恒常的あるいは臨時に開催されている。センサス局主催の Survey Research Conference は大規模なものであり、カナダやヨーロッパからの参加がある。議会では絶えず統計と統計活動が論じられている。議会の関連委員会が多すぎるという批判があるほどである。議会の会計監査院 (GPO : General Accounting Office) が統計に関する報告書をひんばんに提出・配布している。統計機関のいくつかは、経営、労働、学会との意見交流の恒常的チャンネルを持つ。一方、学会横断的な組織、CONSTAT : Committee on National Statistics of National Academy of Science がある⁶⁾。アメリカ統計学会は「政府統計部門」を持ち、「調査・研究部門」、「社会統計部門」等での政府統計家とアカデミーとの交流は活発である。さらに学会内部には主要政府統計に対応する検討委員会がある。1998 年秋の時点でいえば、以上の各機関での検討や討議、報告の多くはインターネットを通じて日本において即時の参照が可能である。

これら統計に関する論議が盛んな背景には、議会を中心とする多くの場の報告や論争において、たてまえ上は、またある程度までは実質的に、統計によって証明する、あるいは政策の効果を統計で確かめる形（アメリカの実証主義のスタイルとでもいおうか）が行き渡っており、統計への関心が社会的に大きいことがあると筆者は見ている。これが、統計への需要や要求の大きさとなってあらわれ、またプライバシーや秘匿性の保護にだけ重きをおいて政府による統計生産への要求が弱めらる、という傾向を排したバランス感覚の保持につながっているのである。

第五に、国際統計との関連で見ると、第二次世界大戦以前まではなおリーダーたることがなかったが、大戦時を経て国連を中心とする第二次世界大戦後の国際統計体制に支配的影響を及ぼすに至った⁷⁾。その後、経済、社会的にヨーロッパの復興そして今では EU 統合への動き、日本の復興等によって、合衆国の世界における相対的力量が低下するのに相応して、統計の世界でも唯一のリーダーではなくなってきた。筆者の見るところ、国の規模や統計活動により有利な社会の特性を背景にして、集中型の効率性等を活用してカナダやオランダを筆頭に、フィンランド、オーストラリア、近年ではイタリアが統計の革新を推進している。しかし、合衆国はなお、多くの国際統計機関に人を派遣し、開発途上国の統計援助に力を注いでいるし、主要統計機関の幾つかの統計活動、例えば BLS の Compensation Cost が EUROSTAT で参考にされているなど、影響力は保持されている。

第六に、連邦統計についての文献についてふれる。かつて統計調整機関が力を持っていたときには、連邦統計全体を見渡しての *Statistical Reporter* が発行され、また *Revolution of United States Federal Statistics* とか *Framework of Statistics for 1980's* といった総括的文書も出されて連邦統計全体の状況も把握しやすかった。しかし、今日ではそのようなてっとり早い文献はない。したがって、わずかにペーパーワーク削減法によって、毎年度の統計関係予算審査に関しての OMB の報告や議会での審議記録、連邦統計全体についてのニュースを提供する COPAFS Newsletters 誌、GAO の文書、各機関別の出版物、その他の学会等からの文献を拾い上げて、全体的にみていくという形になる。

統計の改革・革新として、統計生産や統計の質の管理、統計分析、統計配布に関する手法の各々にまで注目すれば、アメリカ統計学会の学会誌、各セクション、特に Survey Research Methods、Government Statistics、Social Statistics 部門の年次 Proceedings、そして Census 局の *Proceedings of the Annual Research Conference*、さらに国際統計誌の *Journal of Official Statistics* 他に合衆国の政府統計家や研究者に制度や統計手法の開発に関する論文が多いので、これらをも念頭におく必要がある。

1.2 ペーパーワーク削減法(PWR) と OIRA

1990 年代後半、21 世紀に向けての合衆国連邦統計におけるできごとを理解する上で、前提として把握しておくべきはペーパーワーク削減法である。これは、1980 年代、1990 年代の連邦統計活動を根本的に規定してきた。まず、1980 年ペーパーワーク削減法と統計

関係の予算削減の動き、次に1995年法をみよう。

1980年ペーパーワーク削減法³⁾ この法律は、通称の「1942年連邦報告法」(合衆国法典第44編35章)を書き換えるもので、通称「1980年ペーパーワーク削減法」であり、35章の3501条から3520条にいたる20条からなる。法律(P.L.96-511)は1980年に成立した。

法律は、3501条で、法の目的：ペーパーワーク負担の削減、費用削減、収集される情報の有効性の最大化、連邦の情報政策と実践の統一、自動データ処理とテレコミュニケーション技術の利用、秘匿性、をうたい、3503条で情報規制局(OIRA)のOMB内での設置、4条で局長の権限と機能をうたう。ここには、b.一般情報政策、c.情報収集要求の審査、d.統計政策と調整、e.記録管理、f.プライバシー、g.自動データ処理とテレコミュニケーション、h.各機関からの情報収集規則の提出と検討が述べられている。d.統計政策と調整の機能として、連邦統計活動と政策の長期方針の作成、連邦政府の機能を統計活動に関して予算要求の検討その他によって調整する、統計収集の手続きと方法、統計分類等について原則、基準、ガイドラインを策定、統計政策の実施と機関との照応を検討すること、が示されている。3505条では、以上の機能を遂行する具体的処置や期限がうたわれる。

この法律は、連邦報告法の不十分性をめぐりこれまでの多くの議論をふまえて、文言的にはより包括的になったように見える。しかし、統計調整機能とペーパーワーク削減を同じ機関が行うのは無理であるとの統計界からの批判を押し切って制定されたもので、レーガン政府の下で、統計調整機関の大幅縮小、統計予算の削減をもたらし、統計機関が今まで長く苦労を重ねる出発点になる。もとよりペーパーワーク削減法のみによるのではなく、小さな政府を目指し、予算削減をきびしく求めた社会と議会の動きと重なったことであるが、多くの連邦統計機関において、予算を議会において承認をめぐって論議や交渉に多くが費やされ、また計画した統計調査が延期されたり、規模を縮小したりする事態が今まで続いている。

1995年ペーパーワーク削減法とOIRA 1980年法が6年経過した1986年に法の目的を強めるための部分的改訂があった。これは、ペーパーワークの削減目標を年5%とし、各機関が公衆により多くの情報を提供し、情報収集に規制の際のペーパーワークをふくめ、情報資源の管理に関して計画と政策についての要請と期限を設定し、統計政策の監視機能を広げる主席統計官に統計専門家を任命する、情報技術の規定を改訂し、情報の安全と配布についてのOMBの責任を広げた。

その後1995年法に向けては、世界と合衆国での経済・社会の急速な変化の把握や情報技術の発展の活用、秘匿性等の保持等でおお、OMBは立ち後れているとの認識から、改訂が必要とされたのである。

1995年法は⁴⁾、OMBのOIRAの機能を強化すること、その際、情報資源管理(IRM: Information Resources Management)という機能を新たにうたいあげてこの法律全体に行き渡らせること、その他、情報の機関の間での共有(シェア)、そして配布(dissemination)

の強化を、重視した。

3504 条の OIRA 局長の権限の d 項にあった統計政策と調整に注目すると、1995 年法では e 項に移り、その内訳も大きく書き換えられた。すなわち、

e 項の(1)「(A)制度の効率性と有効性、そして(B)統計的目的で収集された情報の無欠性 (integrity)、客観性、公平性 (impartiality)、効用、そして秘匿性、を保証するために、連邦統計制度の活動を調整する、

(2)機関の予算請求では、連邦統計の質を維持・改善するための制度全体にわたる優先度と一致していることを保証し、統計計画への予算付与についての年次報告を用意する、

(3) (A)統計的収集手続きと方法、

(B)統計データ分類、

(C)統計情報の表現と配布、

(D)統計データの適時な(timely)発表、

(E)連邦の計画の実施にとって必要とされうるような統計データ源泉、

を考慮しながら、政府全体にわたる政策、原則、基準、ガイドラインを開発し、その実施を監視する、

(4)統計計画の実施と機関における政府全体にわたる政策、原則、標準とガイドラインの遵守を評価する、

(5)統計目的で収集された情報を、プライバシーの権利と秘匿性の誓約と矛盾しない形で、共有 (シェア) することを促進する」をあげ、

(6)では、国際比較統計の開発をふくめての国際統計への合衆国の参加の調整、(7)では、これら諸機能を果たすための訓練され経験のある専門的統計家を主席統計官に任命する、

(8)では、主席統計官を座長とし、主要統計機関の長と交代制で他の統計機関からの代表からなる「機関間統計政策審議会」(Interagency Council on Statistical Policy) の設置、

(9)連邦政府職員に対する統計政策機能に関する訓練機会の提供－6 ヶ月以上 1 年以内の期間、所属省庁の要請と負担によって、OIRA 局長が選抜し、主席統計官の元での訓練－を規定した。

以上、データのシェアリングや統計表現や配布の重視、主席統計官が統計専門家であるべきこと、統制政策審議会の設置、統計計画予算報告の提出、が新たなところである。特に審議会の設置は、関連各省庁がこれに連なる職員なり作業を行うであろうし、連携が強化されるので、弱体化した統計調整機能を強める手段でありうる。しかし、OIRA 統計政策部門の職員数が増加したわけではなく、分散型の弱さを克服できるかどうかは、いぜんとして疑問である。

OIRA と審議会の活動と FedSTAT OMB ないし OIRA の統計に関する活動の若干を見ると⁹⁾、まず、第一に、OMB は OMB の通達 (Circulars)、OMB Bulletins、OMB Memoranda to Heads of Federal Departments and Agencies、OMB Prss Releases、Regulations、Federal Register

等において、統計に関して関係機関に対して幾つかの指示を出している。このうち、最近制定・改訂された標準分類に関しては後にふれる。第二に、統計方法論に関する連邦委員会（FCSM：Federal Committee on Statistical Methodology）が Statistical Working Papers を発行している¹⁰⁾。第三に、「機関間統計政策審議会」の活動がある。第四に、FedSTAT という Web site が OMB の下に開設された¹¹⁾。特に、FedSTAT は、連邦政府の主要な統計資料の要約表を網羅するとともに、そこからこれら統計を生産している機関へのリンクをはじめとして、項目別のサーチが可能であり、すべての問題に関して関係機関に対してリンクできるとともに、さらに国際統計機関その他関連機関にもリンクできる。連邦統計に関しては、センサス局では CenSTAT、BLS では datahome¹²⁾ と、それぞれの機関が、自ら生産している統計に関して、ネット上にいわば統計集を提示している。FedSTAT は、分散型の連邦統計機関において、ネット上で情報と統計の集中をはかろうとする試みである。これは 1997 年に発足して、充実・拡大がはかられているものであり、注目されるべきである。

2. 統計関係の長期計画での諸改革事項

OMB の文書「合衆国政府の統計政策－1997 年度」¹³⁾ の第 3 章：長期計画は、「この章では、連邦統計政策の実行を改善するための諸機関にわたる主要な遂行中および新しいイニシヤティブを示す」として、以下の諸項目をあげている。

i. 統計機関長協議会 (Statistical Agency Heads Council), ii. 統計情報の共有 (シェアリング)、iii. 連邦統計データの 1 回限りの購入、iv. 2000 年センサス計画、v. アメリカのコミュニティ調査、vi. 経済統計のイニシヤティブ、vii. 消費者物価指数の改訂、viii. 職業別収入調査政策の再企画、ix. 農業調査の改善と統合、x. 輸出管理システムの自動化、xi 子どもと家族の統計に関する機関間フォーラム、xii. 保健調査の改善と統合、xiii. 経済分類政策委員会、xiv. 職業分類政策委員会、xv. 大都市地域 2000、xvi. 人種とエスニシティに関するデータの分類、xvii. 貧困の定義、xviii. 顧客サービスの刷新の支援、xix. 企業への報告負担の軽減。

同じく 1998 年の同じ文書では、以下をあげている。i. 統計政策についての機関間協議会、ii. 統計的秘匿性とデータシェアリング、iii. 連邦統計データの 1 回限りの購入、iv. 2000 年センサス計画、v. アメリカのコミュニティ調査、vi. 子どもと家族の統計についての機関間フォーラム、vii. 保健調査の改善と統合、viii. 経済統計のイニシヤティブ、ix. 消費者物価指数の改訂、x. 職業別収入調査政策の再企画、xi. 農業調査の改善と統合、xii. 企業への報告負担の軽減、xiii. 北アメリカ産業分類体系 (NAICS：the North American Industry Classification System)、xiv. 標準職業分類、xv. 大都市地域の定義、xvi. 人種とエスニシティに関するデータの分類、xvii. 貧困の定義。

ここには、制度（協議会、委員会、フォーラムなど）、統計内容（分類・定義をふくめて、新たな設定や統合、改訂）、新調査、技術的諸問題（シェアリング、秘匿性、データ販売、顧客サービス、報告負担の軽減）など多様な問題が並記されてしまっているという感があり、本格的な長期プランといったものではないように思われる。

そこで、はじめにでもふれたが、本稿では、日本からみでの関心をも加味して、ここに掲げられてはいない合衆国統計で進行中の改革をもすくい上げて、①情報技術の活用、②統計内容の改善：センサスとその他調査に関して、③技術開発：マイクロデータ・行政記録の利用、統計家の倫理、④利用者サービスと⑤統計機関統合論、にわけて見ていくことにする。そしてそこではとりあげない上記の項目について、ここで少々説明を加えておく。

機関間統計政策審議会：1995年ペーパーワーク削減法 3504条の e(8)項が、機関の間での協力と統計政策の改善を促進するために、機関間統計政策審議会を設置する、とうたったことを受け継いで、OMB が設置したものである。機関の長が協議会に参加しているため、機関長協議会とも呼ばれる。ここでの論議の項目は上に示した OMB の長期政策の項目と大部分重なっている。

アメリカコミュニティ調査：合衆国人口の地域的な大きさと特徴に関する比較可能データは 10年センサスの長票によってだけしか獲得できないという難点がある。アメリカ・コミュニティ調査 (ACS: American Community Survey) は、年地域、センサス調査区、ブロックの集まりについて数年間にわたるデータの蓄積に基づいて、65000人以上の地理区域について、人口・住宅データを提供しようとするものである。1996年からセンサス局がテストに入っており、2000年センサスとの比較等を経て、2003年のすべての郡について本格実施に移ろうとしている。

職業別収入調査政策の再設計：BLS が現在遂行している職業別収入調査 (OCSP: Occupational Compensation Survey program)、雇用費用指数 (ECI: Employment Cost Index)、雇用者便益調査 (EBS: Employee Benefits Survey) の3つを統合して、雇用者の収入に関するデータセットを提供しようとする計画 (COMP2000) である。この計画は 1994年にはじまり、1996年にデータ収集のテストがあつて 2001年に実施をめざして準備が進められている。

農業調査の改善と統合：1994年に始まった農業統計部の戦略的計画であり、推計やサーベイを完全に再検討し、最近の技術を使って、現金収入を得るほとんどの農業生産物について州レベルで生産、在庫と価額の年次的数値を提供しようとしている。また、1997年に農業センサスの遂行の責任がセンサス局から農業統計部に移されている。

3. 情報技術の活用

合衆国での統計改革・革新の大きな柱は、不断に情報技術(IT: Information Technology)を活用していることである。ITの活用自体が革新であるとともに、以下にふれる点をふくむ他の多くの革新の技術的基礎でもある。これが進められるに至って多くの年がたち、常識化しているように見える。しかし、日本から見て、その技術革新がどう統計活動でどう活用されているかは重要である。

一般にIT(コンピュータ、電話、インターネット)の統計活動での利用、を想定した場合、統計の生産過程から統計生産物が配布されるまで、すなわち、①統計の収集・編集・製表、②統計結果の発表、③統計結果の貯蔵、④統計分析・加工、⑤各機関あるいは一国レベルでのより大きな統計データベースの構築、⑥利用者側からのデータ検索と入手の便宜、等の各局面でのITの利用を考え得る。⑦そしてこれらの幾つかの局面を連続した一つの過程として作り上げるというより高次の段階があろう。さらに、⑧情報・統計政策や統計機関の活動等の提示・公開、⑨より発展したレベルでの利用者の便宜・利用者へのサービスの強化のための諸方策での活用がありえようし、また、⑩マイクロデータの提供・利用もITの発展と活用なしには、あり得なかったものであろう。

これらのうち、④は早くから多様な形で進み、②や⑧は、インターネットのホームページへの掲載文を公開すればよい。⑩については後に独立の項目として論じる。統計活動に特に関連しては、①、③、⑤、そして⑦や⑨がどれだけ進むかである。

合衆国と他の先進国の統計活動では、①が1980年代後半から1990年代を通じてかなり広がり、⑤各種統計データベースが1990年代に入って構築・連携され、今後①での新たな展開そして⑦、⑨が展望されている、といったところだろう。

これらの中で、①統計収集過程へのIT導入(CASIC: Computer Assisted Survey Information Collection)が、そこからもたらされる費用や時間の削減さらには統計の質の改善という点で、早くから着手され、これまで最も重視されてきた¹⁴⁾。

ここで用いられている具体的手法とともに、これを適用している調査を示そう。

CATI (Computer Assisted Telephone interviewing)。これは調査員が、質問をディスプレイに順次示すコンピュータを持ち、調査員は電話を通じて回答者に質問し、回答者からの答えをコンピュータに入力する方式である。コンピュータは前の質問への回答に照らして質問を用意していく形に設計されている。電話技術の発展とともにサンプル抽出、電話の予定、自動ダイヤル、再電話などが可能になり、誤差、時間、費用の減少がはかれるとされる。

1988年に政府は51の協力CATIセンターを持っていたという。農務省農業統計部は、CATIを1982年にはじめ、1995年時点で最大のものは200の質問項目を持つ12月農業調査であった。BLSは、雇用・時間・賃金の月次データを6000人から得るため、消費者物価指数のための住居データの収集、生産性測定のための労働時間と支払い時間データ収集他に使

っている。

CAPI (Computer Assisted Personal Interviewing)。CATI とは通常は調査員がポータブルコンピュータを使う点で同じだが、調査員が回答者の家あるいは勤務先で面接をする点で違う。質問はコンピュータにプログラムされていて、回答内容に従って論理的に行われる形になっている。この方式は、年次の 50000 世帯についての全国健康面接調査の一部、センサス局、BLS でも使われている。

CASI (Computer Assisted Self Interviewing)。調査員なしで、回答者だけがコンピュータに回答する形である。幾つかの形がある。コンピュータ・ターミナルに示される質問の答える PDE(Prepared Data Entry) は、調査員なしなので、コンピュータのガイドとコンピュータに慣れているかどうかが重要である。内国歳入庁が納税者の報告を電子的伝達で受け付けることにして、1988 年に提出報告の 20%がこの形になったとされている。エネルギー情報局の石油供給不は 1987 年に石油供給報告システムに電子的通知を導入することを決めた。

回答者がコンピュータが示す質問に対して電話ボタンをおして答える **TDE (Touch Data Entry)** は、民間でテレフォン・バンキング等で広く使われている。既存の分野では、BLS の 30 万事業所に対しての毎月の調査である Current Employment Statistics で使われている。

回答者が電話でコンピュータに直接話すことで回答する **VRE (Voice Recognition Entry)** がある。これは人の多様な発音を聞き分け、速やかな入力になることを必要とするが、発音の聞き分けでまだ限界を持っているとされる。

BLS が CES についてこの音声認識方式をテスト中である¹⁵⁾。

さらに **Fax 回答の光学読みとり**がある¹⁶⁾。ペーパーなしのファックス・イメージ報告システム (PFIRS: Paperless Fax Image Reporting System)は、回答者がファックスで回答し、そのデータが文字判別 (ICR: Intelligent character recognition) を通じて自動的に翻訳されて、アスキー形式の産物となる、というシステムである。

E-mail と WWW。回答者が E-mail で回答を WWW のページにインプットするよう連絡を受ける形である¹⁷⁾。この web でのデータ収集は、電話その他と違って、質問の長さや複雑性、収集のサイクルや頻度、質問にただちに回答する必要等に制約されることはない。費用はさらに節減されることになる。但し、安全性の問題が新たに生じてくる。この点が克服されれば、今後、調査において広く使われる可能性があるだろう。BLS が月次の Current Employment Survey において実現しようとしている。センサス局も 1993 年産業研究および開発調査において、また 1995 年会社組織調査において、ディスクットに基づく CSAQ (Computerized Self-Administrated Questionnaire)、EDI (Electronic Data Interchange) やインターネットの利用可能性を調べている。さらに 2000 年センサスの短票の一部でも試みる検討をしており、また政府内部のデータ収集については、かなり前から、インターネットで回収している¹⁸⁾。

4. 統計内容の改革

4.1 2000年人口・住宅センサス

合衆国の10年毎の人口・住宅センサスは、ほぼ常に調査もれによる過小計上を生み、その大規模性と議員定数の配分にはじまる広い利用から、常に大きな関心と論議の対象である。そのみでなく、センサス実施に関して統計専門家の検討委員会が組織されて勧告や提言がだされ、センサス局が幾多の新たな技術的革新を行うという点でも、連邦統計活動において常にひとつの焦点である。関連する文献・記録、ホームページに提示されている情報量も膨大である。ここでは2000年センサスプランの概略とそこでの改革、そして争点について見る。

2000年センサスの概略と改正点¹⁹⁾ 調査項目は、所得と就業、交通手段、教育、先祖・出生地・市民権・言語、移住、障害・介護者、住宅（物理的、財政的）にかかわる。1980年であって、削除されるものは、これまでに生んだ子ども数、コンドミニアムの状況、下水施設、水の供給源泉、最後に働いた年、であり、新たに加えられた項目は、介護者としての祖父母、援助支出と保険のカバレッジ、世帯の非現金収入、である。調査票は全調査対象者にあて、人口と住宅に関する基本項目だけを調べる短票（short form）とより詳細な調査項目からなり、標本世帯だけを対象にする長票（long form）とがある。配布と回収は郵送による。

1990年センサスに比較しての改正計画は次のものである。

<センサスマスターファイルの更新> 合衆国郵便局のリストと地方の住所リストでの更新、センサス住所リストとセンサス地理ファイルの統合等を通じての更新。

<方法の更新> これまで行われてきた詳細調査票の標本調査に加えて、無回答のフォローアップと、二重の制度的推計（Dual System Estimation：本体調査とは別個の標本調査と本体調査と照らし合わせる）を通じての単一数値の獲得、その住居での回答者の調査を保証するための自動照合システムの使用。

<現場の構造> 調査事務所を流線型にし、調査票がデータ収集センターに集中される、データ収集地図の作成、調査員を行政的に支援する自動化されたシステムの開発、データ処理過程へのパソコンに基づくクライアント-サーバーシステムの利用。

<公衆への浸透> 契約広告機関の利用、政府・コミュニティー・メディアの専門家の活用、学校でのカリキュラムや宣伝材料の開発と配布での契約業者の活用。

<調査票とその配布> 人種とエスニティーについての新基準の採用。これはOMBの指令によって、2000年センサスの予備調査と本番、そして他の調査において可能であればできるだけ早く採用すべき、とされている。英語版以外の多言語の調査票の用意、調査票を

よりわかりやすく改訂。回答率を高めるための予告からはじまる多数回接触、調査票が店舗やモールその他で入手可能であり、電話やインターネット回答も可能であり、遠隔地には調査員がでかける等の方策。

＜未回答のフォローアップをふくむデータ収集＞未回答者へのサンプリング、本体調査で収集されたデータと ICM(Integrated Coverage Measurement) で収集されたデータの統合、通常時の住居がない者を数える作業的方法の使用を通じての改善。このうち未回答者へのサンプリングは政治問題化した。次項でふれる。

＜回収調査票からのデータの獲得と電話インタビュー＞データ収集過程での電子的イメージ技術の使用、データ収集過程の企画、開発、作成、全国的展開と支援を単一システムへの総合した契約業者への委託。

＜公衆へのデータの配布＞センサスデータ利用者の必要に速やかかつタイムリーに応えるために、結果への電子的アクセスとその配布システムの発展、センサス結果の開発と企画。これは、1990年の出版物の多くを置き換える。

＜結果の評価＞次回センサスの効率や有効性を高めるために方法を検討する。

＜作業管理＞効率を高め、本部の小スタッフで可能な作業管理。

論争点—サンプリングの利用—²⁰⁾ このセンサス実行プランのうち、サンプリングの使用は問題点をはらむものであったが、1997年から1998年夏にかけては、センサス局長 Martha Fansworth Riche の 98年1月13日の辞任をももたらして、共和党が主導する議会とクリントン政府との対抗の形をとる政治問題化にまでなっている。

焦点は、(1)郵便あるいは電話においての無回答者について標本調査を行うことと、(2)統計の質を検討するために改めて約 75 万住居単位規模の標本調査による 2 度目の面接を行うことに関してである。そして、無回答者に対する標本調査に関する予備テストの地域について、それが代表的地域でテストたりえているか、も問題になったのである。

郵送回収率は、1970年の78%から1990年の65%に低下した。センサス局は2000年に回収率は55%に落ちるが、2回の通知や調査票その他で67%に引きあげうる。結果として3400万の住居単位が無回答のままであると想定している。

センサス局は、各センサス地区について90%以上からデータを回収することにして、このために調査員が2250万住居単位を訪問することとして、その訓練、費用、調査の遅れを考慮すると、ひとつには、無回答者に対する標本調査の実施（無回答フォローアップ作戦）が最善の選択肢だと考えたのである。ふたつには、総合的カバレッジ測定（ICM：Integrated Coverage Measurement）として、センサスの主調査とは別個に、標本抽出すること、すなわち、各州から階層区分ののち25000地区を選び、マスター・アドレス・ファイルを使わずに、各地区約30、合計75万の住居単位を標本として選出する。この調査のために、4500人の指導員の下に12500人の調査員が面接にあたり、この調査結果と本調査からの2重調査結果を調整して、センサスの最終結果をだす、というものである。

これに対しては、センサス局の論拠の細部への質問、サンプリングは誤差を縮小できるか、逆に誤差を持ち込まないか、サンプリングは祖先の記録を見たいとする将来の世代に害にならぬか（合衆国では、センサス調査票は保存されて、後の世代が祖先の記録を見るために使われている）、マイノリティーに害はないか、誰にとって損か得か、サンプルの対象になった者が回答するためのインセンティブは何か他、憲法がセンサスは「実際の数え上げ」による点で憲法違反でないか、等数々の論議があった。

ちなみに、法的規定を見るなら、憲法修正第3条第2項1は「議員は、納税しないインディアンを除いて、各州の全人口の数え上げによる各人数に従って、州の割り当てられるものとする。実際の数え上げは、第1回合衆国会から3年以内に行われ、以後法が指定する方法で10年ごとに行われる者とする」とうたう。そして、センサス局の活動を規定する合衆国法典第13編においては、その141条において、「長官は、1980年と以後10年毎に、「10年センサス日」として知られることになるそれらの年の4月1日に、サンプリング手続きその他のサーベイの使用をふくめて、彼が決定した形と内容によって、10年センサスを実施するものとする」と述べ、195条では「議員数の州への割り当ての目的のための人口数の決定を除いて、長官はもし実施可能と考えるなら、本編の条項を遂行する際に、「サンプリング」として知られている統計的方法の使用を認めるものとする」とされている。そして、「サンプリングをふくむ統計的方法は、調整のためには許されるが、実際の数え上げを代替するものとしては受け入れられない」という判例等もある。

統計学会の大半は、資金と時間の制約の中で、最初の全数の数え上げを行った後のサンプリングは調整にあたりと見うるので、法に違反してはいない、というものであったように見える。そしてセンサス局が過小計上の改善のために、100%の数え上げではなくて標本調査を使用するという考えは、1990年センサス終了後からのアメリカ統計学会、アメリカ社会学会、会計検査院などから支持を得ながら固められたものであった。センサス局は各種の回答やインターネットのサイトでのQ&A等でも、これらに答えている。

しかし、合衆国センサスにつきまとい、ますます大きくなる過小計上部分は、そのかなりの部分がマイノリティーや都市の貧困者であり、民主党支持の傾向を持つこと、センサス結果が次の10年間にわたる議員定数の算定（選挙区の線引き）に使われることにおいて、民主党の基盤を拡大する可能性があることと共和党は解釈された。そこでサンプリング問題は政治の場に持ち込まれて、政治的争点になる。

そこで、共和党はサンプリングの使用は、第一に、憲法あるいは連邦法違反であること、第二に恣意性を持ち込むとして反対したのである。

1998年2月22日に下院議院議長ギングリッジがコロンビア地区地方裁判所に訴訟を起こした。議会では8月5日に下院が、センサス局の2000年センサス遂行のための予算をふくむ1998年度（1998.9～1999.8）予算案（総額9億5600万ドル）に関して、全額承認を拒絶して、半額のみを認めた。さらに、8月26日に連邦裁判所が、連邦法に違反する

との判断を下した。10月時点では、政府は最高裁に上告することをめざし、クリントン政権およびセンサス局長と議会共和党との間の折衝にゆだねられた。10月24日にセンサス局のある商務省をふくむ予算が議会を通過したが、ここでのサンプリング問題の扱いは、1999年6月15日迄に決定するとして棚上げされたのである²¹⁾。

センサスにおけるサンプリングの使用という問題は、郵送方式を採用したこととの関連で非常に低い回収率を結果し、過小計上問題をどう解決するかという合衆国特有の社会的背景と問題にそくしての論議である。国際的な角度からの統計改革という関心からみれば、センサスにおける全数直接調査方式が隘路にいきついていること、この解決として、サンプリングがどこまで導入されるのか、それとも行政データからの作成に向かうのかという点、そして、センサス局が各種の体制づくりや個別の手法において多くの改善をはかろうとしている点が注目される。しかし、それ以上に、統計学的に論議されるべき問題が、中間選挙(11月3日)をめざす政党間の駆け引きの具にされてしまった点も、合衆国統計の不幸というべきであろうか。多くの改革や論議を活発に積み上げてきた合衆国統計界も、現下の合衆国の政治状況に簡単に左右されてしまうという点で、合衆国の政治ともども国際的には威信を著しく低下させているのである。

4.2 経済統計の改革—経済統計構想とBEAの改革計画

経済統計構想 統計論議が活発な合衆国では、特に経済統計に対して大きな批判が噴出することがある。合衆国では、1980年代の統計予算削減の影響もあって、1980年代から統計の質の悪化を指摘する声が多くでたあと、1990年前後から幾つかの動きがでる。1989年4月に経済統計の問題点を把握し勧告を提出しようとするワーキング・グループが、経済諮問委員会議長 M.J.Boskin を長とし、主要統計機関と OMB からの職員と利用者で構成された。委員会は 1990年1月に第一次の、1991年2月に第二次の勧告を提出した²²⁾。ここでは、1992年度から1996年度にわたる統計予算の増額が提言されていた。この報告で、改善の努力は、ESI(Economic Statistics Initiative、別名 Boskin Initiative、経済統計構想)と名付けられた。トピックスとしては、第一次勧告では、(1)生産性、産出と価格、(2)投資、貯蓄、国富、(3)就業、所得、貧困、第二次勧告では、(1)国民および国際的な経済勘定、(2)サービス部門のカバレッジの増大、(3)価格データにおける質と価格変化の分離、(4)事業所賃金調査と世帯調査の改善、(5)産業を越えての変化の経路、(6)将来の統計的労働力の必要への備え、(7)統計データのシェアリング、であった。

1995年に会計検査院は、議会から求められて、その改善の進捗状況について報告書を出した²³⁾。要求額に対して約半額しか認められなかった関連統計機関において、改善はあるものの ESI の勧告で改善が終えてない点がある、というものである。その後、各統計機関は、ESI への対応とは名付けないようになり、また ESI 以外の経済統計の改善にも取り組んでいる。

BEA の改善計画²⁴⁾ BEA は、経済構造の変化や政策立案者の関心事、専門家集団からの

勧告、国民勘定に関する国際的ガイドラインの更新・変更、技術と規制の変化とこれデータ取への効果、GDP や経済勘定の構成要素の改訂や空白等に応えるべく、新しい改善された産出尺度、投資・貯蓄・富、国際取引の把握のための尺度、の必要に対応して、戦略的検討計画を 1995～1999 年、97 ないし 98 年までの計画をたてて、とりくみ中である。

＜生産測定の改善＞ (1)実質 GDP を算出するための物価指数の改善。これは、特に技術変化が激しい分野での物価の把握である。テレコミュニケーションやコンピュータ・ソフトウェア、や銀行、保健、金融や法的サービス、管理コンサルタント・サービスといった領域での生産の把握。(2)GDP の主要構成部分の改善。在庫、商取引、ボーナス払い等についての季節調整と予測の改善、既存の調査のカバレッジの、標本のよりひんばんかつ完全な更新による改善、既存の調査のカバレッジの空白を、変わりやすく成長する分野についてひびんな調査と調査範囲の拡大によって埋めること。(3)実質 GDP が、固定ウエイト基準であるために、相対価格の変化にそって消費者や生産者が代替品に向かうことにより、実態に照らしてバイアスをもつという問題点を、毎年基準を変えるなどによる改善。(4)産業分類が時代遅れであるという問題点の新しい NAICS の使用による改善、BEA の産業勘定—特に産出投入勘定、GDP と州の粗生産、公害の削減と管理のための支出—の現代化したより優れた統合、国際基準にそっての BEA の国民勘定と国際収支勘定の現代化。

＜投資、貯蓄と富の測定の改善＞ (1)国民勘定における投資を、コンピュータ・ソフトウェアや無形物の購入をもふくめることによる拡大、研究・開発と自然資源に対するサテライト・アカウントの拡張。(2)経済理論および利用資産価格の低下に関する既存の経験的測定と矛盾しないような減価償却と資本ストックの測定の開発。SNA1993 に沿って、BEA と連邦準備理事会の実質および金融勘定のより優れた統合。

＜国際取引のカバレッジにおける空白を埋める測定＞ コンピュータ・ソフトウェア、案内人や他の急速に拡大しつつあるサービスの輸出入をさらにうまく把握するための、既存調査や税関記録の修正や拡大、BEA のベンチマークになる金融サービス調査の終了と金融サービスの新しい年次調査の設定、合衆国の海外ポートフォリオに関するベンチマーク調査について財務省との作業の終了、制度化、他国および中央銀行と標準的な定義やカバレッジの採用やベンチマーク調査の国際的調整を通じてデータ交換の拡大、デリバティブや他の新しい金融用具を個別に確認し、よりよくカバーするための既存のポートフォリオ調査の拡大。

OMB の統計予算の概括書での「長期計画」は、これについて ESI という柱を掲げ続けて、その年次的改善経過についてごく簡単にふれている。

CPI の改訂²⁶⁾ これまで BLS がほぼ 10 年おきに大きな改訂をしてきているが、これは、人口分布の変化を反映させ、消費者の購入傾向、技術と指数の方法論の改善の導入し、指数がより正確で経済状況の信頼おける反映になるように、調査の質問とコンピュータ・システムを再企画するためである。方法論はそれが妥当とされるとすぐに取り入れられてき

ている。都市人口の1990年の分布と1993-1995年の消費支出調査に基づく消費支出パターンに基づくウエイト変更を1998年に導入した。そして項目区分を改め、現在の51地区に新たに36地区を加えて2000年に終了する計画である。BLSは、1997年夏から87地区の標本になる家のリスト作成を開始し、リストと審査活動で認定された借家の価格採用をはじめめる。家賃とその変化は1999年改訂CPIに導入される。これらのリスト作り、審査や価格採取においてはコンピュータ支援データ収集(CADC: computer-assisted data collection)技術が活用される。1998年を通じての品目・サービスの価格採取のために、消費支出調査の標本を50%拡大し、マーケット・バスケットの更新をより速やかにし、価格に関する情報量を増やそうとしている。

4.3 福祉・保健統計

1990年代から21世紀にかけては、国際的にもこれまで主要に必要とされてきた人口や経済統計の他に社会統計が注目されている時期である。この面での取り組みをみてみよう。子どもと家族の統計についての機関間フォーラム²⁶⁾：1994年にOMBの主統計官と6統計機関からの代表者が、このフォーラムをつくり、1997年4月の大統領実行命令No.13045によって、正式なフォーラムとされた。7月にフォーラムは第1回の『アメリカの子ども：福利についての主要な全国的指標』を発行し、その中で指標を示すと同時に、さらに不足している統計を指摘しているが、さらに連邦統計と州や地方でのデータ需要との関係を検討し、データ収集の変更についての勧告をし、父親についてのデータの収集を定め、子どもと家族の重要な問題についてのデータの不足についてガイドを作ろうとしている。

健康調査の改善と統合：公衆の基本的な健康、保健政策、福祉政策の変更をモニターし、評価するという必要に向けて、厚生省が、より合理的で体系的なデータ収集戦略を開発し、保健支出やその結果などの重要分野の空白をうめ、リンケージや一般的主要調査票を通じて調査の分析上の効用を拡大し、サーベイ標本の総合によって効率を増すために、長期計画を実施しつつある。1995年から全国健康面接調査と医療支出パネルサーベイの統合などサーベイの統合計画をはじめた。1998年以降もさらに統合化は進められ、全国健康・栄養検査調査が定期的調査から継続調査になり、全国免疫調査での電話調査制度と全国健康面接調査の統合などが進められている。

4.4 統計基準

現実経済や社会の変化や新たな問題の発生の中で、統計生産と分析の際に基礎におかれる基準的な分類や概念の修正は常に大きな課題になる。主要なものを紹介する。

北アメリカ産業分類(NAICS: the North American Industry Classification System)²⁷⁾

これは、合衆国、メキシコ、カナダと共同して作り上げた国際的な産業分類であり、1987年産業分類に代わるものであり、連邦機関や商業、企業その他機関で使われ、3カ国での比較を可能にするものである。この分類は、生産中心で、同じ生産過程を使う単位を同じ区分にまとめあげるという単一原則にそって開発された。これによって、3カ国でますま

す相互関連を増している変化、技術と成長とサービスの多様性を反映でき、収集・製表・提示と政策や研究、産業界での利用に一貫した枠組みを提供する。また、国連の国際産業分類の最新版(ISIC, Revision 3)と、より高いレベルでの区分で比較可能であるとされている。しかしなお、資源や時間的制約のため、建設、小売り、公務他の個別産業レベル、では完全に比較可能にはなっていない。NAICSは、1997年に合衆国とカナダで、1998年にメキシコで発効し、合衆国では、これまでの合衆国 SIC (System of Industrial Classification) に置き換わるものであった。そして1999年のはじめに公表される1997年経済センサスで使用しようとしている。多くの統計について、NAICSの使用をこれからの数年にわたって行われるものであり、3カ国間で実施を確かなこととし、その間、見直しを行い、さらに新しい産業の組み込みをはかるよう作業を進めていくことにしている。

標準職業分類²⁴⁾ 1994年にOMBが職業分類(SOC: Standard Occupational Classification)を新たに見直すことを改訂委員会(SORRPC: Standard Occupational Classification Revision Policy Committee)にゆだねた。この改訂は、経済分析を支え、教育と労働力データの結びつきを強め、連邦機関の職業分類の使用法を統一し、国際的比較可能性を促進する実用的な職業分類体系を作る狙いを持ったものであった。これはBLSが使用している職業別就業統計の分類やセンサス局の1990年センサスでの分類を置き換え、2000年センサスで使用するなどをめざす。OMBは1995年2月と10月に改訂に関して通知し、さらに1997年7月7日に一般からのコメントを呼びかける告知を出した。コメントと委員会の検討を経て、1998年8月5日に、改訂委員会の最終案を公示している。目下、委員会は、これへの意見をふまえて、最終決定し、また1998年職業分類マニュアルを出版する過程にある。

大都市地域の定義²⁵⁾ この定義は1950年に定められて数回の改訂を経ているが、基礎的概念は変わらなかった点をセンサス局が改訂しようとした。1990年代前半の大学での研究が検討の軸になり、1995年10月にオープン会議が催され、連邦機関が都市部と非都市部を定義する必要性、地域の定義に使う地理的単位、地域を集計する際の基準、分類体系に上下の序列あるいは多元的集合が必要か、公的な承認を受ける単位、体系は統計的規則にだけよるか地方の意見に対する役割をもふくむか等がとりあげられた。1998年末前に、公衆からのコメントを求めるためにFederal Registerに案を告知し、1999年に案をまとめ、2000年センサス前に最終基準を完成しようとしている。

人種とエスニシティに関するデータの分類 1977年から使用されている分類に対する批判が多く出されるようになった中で、OMBはその改訂作業に乗り出した。1994年6月にFederal Register (59:FR-29831-29835)でコメントを呼びかけ、4回の公聴会を催した。この結果を(60:FR-44674-44693)公表したあと、原則を提案し、この検討のための機関間委員会を設置した。その後、BLSが1995年5月のCPSで、センサス局が10年センサスの研究計画の一環として1996年に2つのテストを行い、全国教育統計センターその他もテストをした。1997年7月9日に、多年にわたる検討の結果と委員会によるOMBへの勧告が

公表され (62:FR-36873-36946)、1997 年 10 月までにコメントをあおいだところ、300 の手紙のほか、組織的はがきをふくめて 7500 の連絡を受けた。OMB は 10 月 30 日に最終決定し、2000 年センサスのための 1998 年の予備調査に使い、他の連邦機関は 2003 年 1 月までにこの基準を採用するものとした³⁰⁾。

この改訂の背景には、合衆国の人口における多様性の拡大がある³¹⁾。非白人が 1900 年の 1000 万から、1960 年の 2000 万、1990 年の 6000 万人に増え、この中で、1980 年から 1990 年にかけて、白人が 6% の増加に対して、黒人は 13%、アメリカ・インディアン、エスキモー等が 38%、アジア・太平洋島嶼人が 108%、イスパニック・メキシコ人は 54%、プエルトリカンが 35% の増加があった。そしてこれら人種間の結婚が急激に進み、1960 年に全婚姻の中の 0.4% が、1990 年には 3% になった。

この結果、調査の際に、回答者が質問の意味を理解できない、アメリカ・インディアンと「その他」で回答率の低さ、等が生じてきた。ここで、関係者や公衆一般に広く受け入れられる形で、政府その他の機関にとって有効な形になるよう、用語、理解のしやすさ、調査データの連続性その他に関しての検討を、かなり多くの場、すなわち、公聴会や研究者のパネルやワーキングパーティ通じて行った上で、結論に至った。

この基準によれば、人種とエスニシティーに関する最低限の区分として「アメリカインディアンあるいはアラスカ原住民」、「アジア人」、「黒人あるいはアフリカン・アメリカン」、「イスパニックあるいはラチノ」、「ハワイ原住民あるいは他の太平洋島嶼民」、「白人」がおかれるとされた。このうち「イスパニックあるいはラチノ」と「イスパニックあるいはラチノでない」がエスニシティーの区分であり、他が人種区分とみなされている。

貧困の定義³²⁾ 1990 年に議会の委員会が National Academy of Sciences' National Research Council に貧困線の研究を要請し、1992 年に CONSTAT がパネルを指名した。1995 年の春に、このパネルが所得と貧困に関して報告を提出して、貧困の境界を食衣住への支出と他の額を加味したものに変わるべきとした。

いうまでもなく、貧困は合衆国の大きな社会問題のひとつであり、社会的に注目されるし、政府の政策に関わって、社会保障的給付の対象になるかどうかに関わり、それが財政支出の大小を規定する。この貧困の定義と貧困線は、1960 年代はじめに定められたまま、以後物価指数の上昇率で延長されてきた。しかし、社会的変化の中で、この定義と線は適切ではなくなっている、というのがパネルの把握であった。すなわち、現行方式は、第一に、労働力参加率が上昇して、就業している者は保育費用を必要とするが、家族内で就業しているか否かを問わない、第二に、健康状況と保険加入の相違によって、医療費に違いがある点を配慮していない、第三に、例えば住居費用で地域差があるのに、全国一律である、第四に、家族規模による調整は、例外的になっているが、人口変化は、この調整を強く求めている、第五に、物価上昇率だけで更新することの問題、第六に、粗貨幣所得のみを対象にしている、等の問題点を持つとみたのである。

そしてパネルは、公的貧困線は、食料、衣料、住居とわずかながらその他の必要のための支出を加えたもの、2人の親と2人の子どもを対象、毎年貧困線の毎年の改訂と家族タイプと地域差による調整、家族の収入として現物給付をふくみ、税と仕事に伴う出費を除いた分をみる、等を基本にして、これが政府で利用されるべきものとし、新しい定義による影響、使用するべきデータと新たに必要とされるデータ、10年毎の定期的な検討のための機構をOMBにおく、といった組織問題をふくめて勧告している。

OMBは、この勧告に沿うには、必要データの入手可能性と信頼性、貧困データの出所をCPS3月補足調査からSIPPへの転換、消費者支出調査の標本数の少なさその他の問題の検討が必要であるとして、機関間統計政策審議会の支持のもとに、ワーキンググループを作り、深い検討を求めることにした。

貧困の測定は多方面からの関心事項である。国際的には、これまでと大きく異なるUNDPのアプローチもある。連邦機関の多くが関わる社会保障給付にも影響するものとして、この検討がどう結論づけられるのかは注目されるべきものである。

5. ミクロデータ、データシェアリングと秘匿性保持、行政記録の利用そして統計関係者の倫理

これは、今回の科学研究費補助金重点領域研究プロジェクトのテーマそのものであり、これまでのプロジェクトでの研究、そして本報告書における他の論文でもとりあげられる。中心部分についてはそれらの研究に譲り、ここでは連邦統計の発展経過などにふれ、この問題の位置づけを与える程度にとどめる³³⁾。

5.1 ミクロデータ

合衆国でのミクロデータについて見れば、第一に、1960年代から作成されてきた。ひとつには、秘匿性露見措置をほどこし、したがって細部の情報を伏せた公衆利用ファイル(Public Use Files)、もうひとつには研究ないし機関内での利用するファイルである。第二に、公衆利用ファイルは、センサス局では、人口センサス、現在人口調査、所得と政策参加調査、他、主要な統計調査結果に及んでおり、研究者等の利用は一般化している。第三に、秘匿性露見を避けるために、公衆利用ファイルでは詳細性を犠牲にし、詳細ファイルでは、アクセス条件を限っての使用を認める形をとっている。第四に、法的にはミクロデータの開示を規定する一般法はなく、各機関別の法規によっている。センサス局についてみると、統計目的での利用、個人識別可能な形での開示は許さないものとされている。関心を向けるべきミクロデータの今後の方向についていえば、まず、詳細データ要求がますます高まり、ミクロデータがより多く提供されること、公衆利用ミクロデータについても出来るだけ詳細であることが要請されるだろう。しかし一方で、コンピュータ・情報技

術の一層の発展の中で、個人情報販売する民間情報企業を筆頭に個人情報の秘匿性を破ろうとする傾向、露見する危惧の増大も見込まれる。回答者の匿名性を保持しながら個人情報提供の点で、バランスを持った、技術の開発や法的規制の整備が必要になる。

5.2 データシェアリングと秘匿性保持

連邦機関全体に一律に適用される秘匿性に関する法律がない下で、秘匿性に関する機関別の保護措置は、データの交換と共有のための障壁であった。このため統一的な法律ないし規定が必要だった。連邦統計調査におけるセンシティブな情報を重視することへの公衆の信頼を高め、統計的目的に関しては例外的に秘匿データの限られた共有を許すという構想が、1995年ペーパーワーク削減法によって認められ、また機関間のデータのシェアが奨励されることになった。1996年1月29日にOMBは、プライバシーと秘匿性を守る政府の政策に関する告知をFederal Registerに発表して、公衆の意見を求めた³⁴⁾。その意見を検討した上で、1997年6月27日に、連邦統計の秘匿性に関する命令を、Federal Registerに示した³⁵⁾。これは、統計目的とは個人識別を目的にはしないという「機能的分離」の原理によって、秘匿性保護と統計目的のためのデータ共有の必要に折り合いをつけるものであった。

これと併行して政府側のイニシャティブで議会で統計に関する秘匿性法規を定めようとする動きが進む。すなわち、1996年6月31日に「統計的秘匿性法」(HR.3294:104 議会第2会期)に提出された。この法案は8大統計機関にわたって統一的秘匿性保護を与えるために、法的変更を加え、8機関があたかも単一機関のように情報を扱うようにしようとするものであった。この法案は、各統計機関をデータセンターとらえ、データセンター機関の責任としてデータの重複を無くし、回答者負担と費用を削減すること等をうたうと同時に情報の秘匿性を守り、統計目的だけに情報を使うこと、その目的下にデータの共有を許すことをうたっていた³⁶⁾。このデータセンターに関しては、OMBが1995年に各省庁内のデータセンターを統合するべきとするBulletin (No.96-02, Oct 4, 1995)を発していることにも留意しておくべきであろう。1997年の末に、この法案は、より大きな(本稿で後に7でふれる)統計機関の統合をめざす法案S.1404にふくみ込まれて、改めて成立をめざすことになる。

OMBの資料によれば、1997年には、OMBの統計方法についての連邦委員会の援助の下に秘匿性と露見防止に関する機関間ワーキング・グループが形成され、ガイドラインを作成するために活動している³⁷⁾。

5.3 行政記録の使用

Kent Marquis 他による、1996年のASA政府統計部門総会での合衆国での人口データベースについての発表の冒頭に、背景として、行政記録の利用に関して適切な総論的把握を示している³⁸⁾。まず、行政記録からの統計生産の必要性については、統計予算の制約、ペーパーワーク削減法による回答者負担の軽減要請、連邦から支部への権限委任の動き、こ

れによって行政記録が提供しうる小地域データの必要の増大、公衆が機関にとって利用可能なデータは、再度収集するよりも再利用することを期待していること、である。

彼らによれば、行政記録の長所は、以下のとおり。費用が少ない、回答者負担を減らす、母集団全体についてのものなので、小地域の推定値は正確性を持つ。調査票の長さといった制約を受けず、より大きな情報を入手できる可能性を持ち、無回答等が少ない。調査者による影響はない、センシティブなトピックスに関して優れた情報を入手でき、虚偽や拒絶を克服できる、さらに、忘却、理解不足、怠惰などの人的な認識上の影響を回避できる。

他方で、問題点は次のとおり。第一はアクセスの問題。行政記録は入手するのが難しいか不可能である。所在を突き止め、購入し、照合・検討し、誤差を確認し、推定値をうるには、驚くほど費用がかかる。合衆国の大部分の記録システムによる人口のカバレッジは不完全であり、記録システムを結合したときにどうなるかはわからない。

また測定値の質の問題。特に第一次の行政利用にとって重要ではない情報の質は良くないことがあり得る。行政記録は、二次的利用者にとって必要な厳密な概念によっては測定されていることはめったにない。例えば、社会保障記録は4つの人種区分によっているが、1990年センサスは10以上の区分であった。

速報性。行政記録からのデータは最近のもでなかったり、最近のものは完全になっていないということがある。

照合。記録は変数間の関係を推定するためにリンクしなければならない。欠損があるデータや誤ったデータによって、照合の誤りや推定値を台無しにすることが起こりうる。統計的照合のためには、あいまいなケースについては人間が介入する必要がある。膨大な行政情報の保管・貯蔵が問題になる。

プライバシー、秘匿性、露見の問題。これは、基本的には、第一次データの場合と同じである。例外としては、行政データ提供者は、統計的利用という使用目的を告知されていない、という問題と、個人情報の露見を防止する問題がより大きな課題になってくる。

Kent Marquis は、カナダやフィンランドでは、行政記録の使用で成功しており、合衆国でこれに向かうときの研究や開発に関する問題にふれる。

この総会でのもうひとつの行政データに関するセッションで司会をした G. W. Gates は、行政記録の利用を現在行っていない統計機関にとって大きな関心事になっているといい、センサス局での取り組みにふれている³⁹⁾。これによれば、1994年に行政記録利用のより良い計画と調整の必要を検討する特別のグループを作った。その結果、この問題に関して各機関が分散的にあるいは重複して検討を行い、長期計画に焦点をあてないのはまずいと判断して、組織的フレームワークと将来戦略を勧告するチーム、行政記録計画チームと、調査と研究領域にわたって現在の活動を調整するチーム、行政記録調整チームを作った。前者は、スタッフの必要性を勧告し、1996年に Cynthia Clark の下にスタッフが形成されて、2カ年の作業をすることになったと語っていた。

合衆国連邦統計においては、実は、行政記録の統計作業での利用は、母集団リストの作成や、生産された統計の質の試験的な評価のために、特に社会保障番号を介して幾つか行われてきた⁴⁰⁾。しかし、行政記録から統計を生産するという本格的な使用については、現時点では、その重要性ないしは必要性の認識が広がる中、検討が進みつつある段階である。他方、合衆国の統計の諸会議では、この問題に関してカナダやヨーロッパでの経験が当事者からかなりひんぱんに報告があり、継続的にとりあげられている。合衆国での行政記録からの統計生産の検討は急速に進むものと考えられることができる。このセッションで討論者になった T. B. Jabine は、2000 年センサスでの行政記録利用はいまだ周辺的であるが、2010 年センサスは行政記録をメインとするものになろう、と指摘している⁴¹⁾。

2000 年センサスにおける行政記録の利用は、Robert W. Marx によれば、第一に、無回答世帯を数えるのに行政記録を使う。無回答世帯の 5% をとりだして無回答すべてのフォローアップに比べての費用節減をめざす。第二は、郵便行政情報と地域の住所ファイルを使って、マスター・アドレスファイルをより完全にするための使用、第三に、病院や監獄などの特別住居リストを作成するための各種の行政資料の利用、である。試験調査を経てどこまで使うかを判断することになるとのことであり、また、センサス局は、全国研究協議会のパネルの報告で示された 2010 年あるいはそれ以後に行政記録によるセンサスの実施という提言を深刻に受け止めているとのことである⁴²⁾。

統計家の倫理コードと政府統計の原理 プライバシーや秘匿性保持の具体的諸規定の一層の基礎には、一般に情報化社会の中で高度にコンピュータを使う者に対する倫理、そして統計家が秘匿性をふくめて、統計業務に取り組む際、あるいは利用者さらに公衆一般への対応における倫理ないしはガイドラインがあり、また利用者自身にも倫理が求められる⁴³⁾。これに関しては、まず ISI が 1985 年に「専門倫理宣言」⁴⁴⁾、そしてヨーロッパ統計家会議、ヨーロッパ経済委員会での採択のあと、国連統計委員会で定められた「政府統計活動の基本原則」がある⁴⁵⁾。これを合衆国で見れば、アメリカ統計学会が 1989 年に「統計実践への倫理ガイドライン」を定めた。このあと、改めて 1994 年に統計専門家の倫理に関するワークショップがもたれ、これを受けての委員会が、「統計実践のための倫理ガイドライン」の草案を作成し、広いコメントを求めて発表された。最終のつめの段階にあるわけである⁴⁶⁾。また国家統計委員会 CONSTAT が早くに「連邦統計機関の原則と実践」を発している⁴⁷⁾。しかし、規範としてはうたわれておらず、機関での定めはない。最近のものとして、全国研究協議会と社会科学研究協議会に委任された「秘匿性とデータアクセスについてのパネル」がこの問題に関わる検討をした⁴⁸⁾。

6. 利用者（顧客）サービス

統計利用者を客とみるサービスの強化がこの間進められている。さらに、インターネットの拡がり、統計利用者ないし一般公衆の統計活動に対する意見の吸い上げを、より可能にしている。この状況をみておこう。

顧客サービス強化を求めた大統領実行令 1993年9月23日のクリントン大統領による大統領実行命令 (Executive Order) 12862は、すべての連邦機関に対して、客について、客が望むサービスの種類や質を判断し、既存のサービスへの満足のレベルを調査することを要求した⁴⁹⁾。これは、顧客を第一のものとして、連邦機関ないでの業務の進め方に「顧客サービス革命」を促した。民間企業では既に行い、公衆がそれに支払うという当然のことを政府機関内でも行うべしとするものであった。1995年3月21日のメモランダムは実行命令にそって、9月1日迄に機関が顧客サービス基準を公表すべきこととした。

この主旨に応えるのが顧客のサービス満足度調査 (customer satisfaction survey)である。これまでの政策評価は、作成した報告書や発行した特許の数といった客観的成果の評価であったが、顧客の満足の調査となれば、商品やサービスの客の好みや機関の行為がどうかについての客の意見であり、政府の職員や管理者の好みや期待とのズレが示されることになる。M. A. Guadango は、この調査によって、連邦機関の管理者が、潜在的な新市場、生産物あるいはサービス、競争価格、より責任を持った顧客サービス、他の商品やサービスの配布ルート案、商品・サービスへの顧客の要求のより正確な推定値、市場の新傾向の認定、等に敏感にする助けになろう、という⁵⁰⁾。

Guadango は、国立保健統計センターが、実行命令に応じて、チームを作り、職員の接触をふくむサービス、論文や電子的産物、データ利用者相手のコミュニケーション活動、必要とされる統計の現在と将来のギャップについて、データ利用者会議を開催した経過を述べ、討議グループの活用の有意義性について述べている⁵¹⁾。

確かに、筆者のわずかの経験においても、情報の自由法などによって公衆への情報サービスにかなりのものを既に持っていた連邦統計機関の対応は1990年代を通じて、さらに強化されたとの感触を持つ。この顧客のサービス満足度という視角は、統計活動の全体にわたっての検討・反省を促すものといえる。そのごく一部にあたるが、OMBの長期計画に掲載されている項目に以下でふれる。

統計的産物の電子的配布⁵²⁾ FCSM が1995年に統計データを電子的に配布するという報告を(SWP24)発表した。そこでは、媒体はハードウェア、データの大きさ、費用に依存する、機関は、生産、広告、販売を多様な形で行うものとして、その選択は機関と顧客の必要に依存する、機関はすべての配布チャンネルを活用すること、顧客のサービス満足度を求めること、等を論じた。これによって、各機関が電子的配布を追求してCD-ROM配布が広がり、特に、その後のインターネットの急速な発展にそくして、各機関のWWWのホームページが大きく充実するという事態が進行中である。次項もその一環である。

連邦統計データの獲得の容易化と統計データ保存所構想 連邦各統計機関は膨大な統計情

報をインターネットで提供して、利用者はこれを獲得できるようになり、さらに機関間のリンクで関連する他の機関の統計を入手できるようになった。しかし、連邦統計の全範囲に対して簡単にアクセスできる調整された機関をこえてのアプローチが必要であった。

このために、ネット上に 1996 年春に連邦統計のブリーフィング・ルーム (Briefing room : 簡単な報告のための室) が設置されて、公衆に経済・社会的指標とそれら指標を提供した機関へのアクセスを容易にした。その後、1997 年 5 月 22 日に、省庁間統計政策審議会は、公衆が最初の 1 点へのアクセスから連邦統計の広い範囲に容易にアクセスできる FedStats を開始した¹¹⁾。

FedStats の目的は、利用者が前もって、分散型の機構がどうなっておりどの機関が求めているデータを生産しているかを知らなくても、必要な情報を見つけることを助けることにあった。審議会のタスクフォースは、FedStat が収録する範囲を拡大しながら、サイトで受け取った示唆やコメントに基づいて改善をはかろうとしている。

さらに、一層包括的な全国的統計データ・インフラストラクチャの構想もある。それは、統計情報、記録類、データベース、マイクロデータ、表やグラフなどのマクロデータ、そしてメタデータをふくむ「デジタル・データ図書館(digital data library)」であり、利用者がこれら情報にアクセスし、利用することを助ける分析道具や統計方法のみならず、メタデータへのリンクをも提供するものである。これへのアクセスが 1 点から可能にすることをめざしている。このインフラストラクチャの構築のために 5 カ年計画でグループが作業を始めている¹²⁾。

企業への報告負担の軽減 BLS とセンサス局が両機関に対する共同電子的データ移送に関する覚え書きを 1996 年に交わした。この協定は、企業からの両機関への必要な情報の提供に関して、一括した情報の提供を受けて、両機関で共同の情報交換を開始するものであった。企業への情報請求と企業の報告準備を限定することで企業の負担を減らし、注意深く設定された電子的書式でのデータ供給によって、機関での処理費用を低め、速やかで、完全で、一貫した形で、合衆国の主要企業からの情報の獲得によって公表統計を改善することになると期待された。1997,1998 年度に両機関はこの実施に向けて作業を続け、大規模な多数単位事業所についての、センサス局の月次小売り調査、年次会社組織調査、BLS の月次支出調査と四半期多重労働現場報告に関して開始しようとしている。

一般統計利用者・公衆からの意見の吸い上げ これは、利用者(顧客)サービスというカテゴリーにふくめる以上の重要性を持つことなのだが、関連させて、ここで指摘しておきたい。合衆国での統計をめぐる論議を見ていて、注目すべきことは、従来から広い分野からの多様な意見(賛否両論)が公開されることである。これはまず、早くから議会における関連委員会が、法案をめぐる公聴会を催し、多様な意見を表明させ、その内容を順次記録として一般の購入に供してきたことに示されていた。関連して GAO の報告書は、部数が 1 部である場合には、注文によって日本へすら無料で届けられてきた等がある。これ

にプラスして、本稿の 4.4 でふれたことであるが、OMB が統計基準を改訂するに際して、広く一般公衆に対して意見を求めている点がある。例えば、職業分類の改訂に向けては、経過と改訂方向や案を公報 (Federal Register) に示して意見を募る告知を 3 回行った上で、最終決定に進もうとしている。そして公報の掲載内容がインターネットの活用を通じて広く公衆に伝えられるようになったことで、公衆との意見の交換というこの過程が容易になり、また実質化しつつあることに注目すべきだろう。統計活動に関する公衆の理解と支持を確保するという角度からも、この作業は重要なことである。

7. 統計機関の統合

分散型の統計機構をより集中型に近づけようとする論議である。これまでも機関統合に関する論議や提言は多くあったが、1990 年前後からはじまっている最近の論議には、分散型の弱点を指摘するものが多く、議会がこれに取り組みはじめたことによって、現実性を持ち始めたようにみえる。

1988 年の Office of Technology Assessment の報告は、分散型の下で OMB の調整機能が弱いことを指摘した⁵⁴⁾。多くの論議の中で実は、1979 年から 1991 年まで長く労働統計局長をつとめ、合衆国連邦統計を代表する人物の 1 人である Janet Norwood が 1995 年のその著書の中で、連邦統計制度の諸問題を明確に論じ、必要な改革の選択肢として集中化を論じている⁵⁵⁾。彼女は、センサス局、BLS、BEA さらに統計調整機関をふくめる Central Statistical Board を創設する案を提起した。もうひとつは、既存機関を分散型のまま置きながら、国家統計法を設けて、秘匿性の標準化とデータシェア、統計調整機能の強化等をはかる、というものである。この影響も無視できない。

合衆国議会で提出される法案や法案をめぐる公聴会は、法案の通過・成立の可能性は殆ど見込まれていないものがある。当該の問題をめぐる賛否の意見が示される点で参考にはなるが、法案の現実性や多数動向を反映しているか否かには注意する必要がある。議会では 1995 年に、法案 Statistical Consolidation Act of 1995 (H.R.2521) が共和党によって下院に提出された後、Federal Statistical System Act of 1997(S.1404) が下院に提出されている。一時的な法案の提出ではないこと、また論議に一定の深まりが見られる点がある。1998 年夏に筆者が接触した数人の統計関係者には、いつもの論議であると見なしている気配が一部あったが、この論議の影響で、現在の分散型による多くの難点を是正する機構改革が活発化する可能性は大きいし、経過を追跡すると、論議の一部は法律として成立する可能性がかなりあるようにもみえる。

Statistical Consolidation Act of 1995 (H. R. 2521)⁵⁶⁾ 下院議員 Horn が提出したこの法案は、センサス局、BLS、BEA の 3 機関を統合して、Federal Statistical Service (連邦統計庁) を新

たに創設しようとするものである。この法案については、既に平井文三氏の紹介とコメントがある。

この法案をめぐる1996年3月22日下院で行われた公聴会で様子を見ておこう⁶⁷⁾。公聴会で証言した諸論者の見解を筆者なりにまとめて紹介すると、変動の激しい社会にとっての統計の必要、統計の integrity、秘匿性、重複の排除、統計調整等々を論じた上で、体系的で効率的な統計を提供するために、統合化に進むか、それとも既存の組織を保持したうえで、統計調整や省庁間の連絡やデータ交換を強化するなど改善をはかるか、の選択があるということになる。そして、統合するか否かを問わず、この間くりかえされている予算制約が統計の改善を阻害していること、現行システムにおいて統計調整の機能の強化の必要、各機関そして OMB もせいぜいといった努力を続けていること、統合した場合でも、予算の節約を直に見込むのははやまった考えであること、その他法案に欠けている具体的事項等を指摘している。

統合の対象となっている3機関代表(Everett M. Ehrlich: 商務省, Katharine G. Abraham: BLS, Martha F. Riche: センサス局)と OMB (Sally Katzen) から証人は、統合に関して、3機関独立のままの改善を望ましいとしたにに対して、企業経済学者協会、アメリカ統計学会、COPAFS は統合案支持を表明し、J. L. Norwood と J. T. Bonnen がともに統合化を支持している。両者とも、既存システムの強化は結局のところ失敗のままできているので、この際、統合によって展望を切り開こうという意向のように受け止められる。このうち Norwood は、イギリスでの統合化の動きを引用して、合衆国の現行システムが世界で最後まで残された分散型であるかのように語っている。J. T. Bonnen は、1980年代の前半の統計行革の際に、これに反対して、合衆国統計の質の悪化を明確に指摘した人物である。合衆国統計制度について詳しくまた論旨明快に統計を擁護してきた Bonnen が統合化支持を表明している点での影響は既に無視できないものであった。

Federal Statistical System Act of 1997 (S. 1404) から Statistical Consolidation Act of 1988 (S. 1404)へ⁶⁸⁾ 1997年11月7日に上院議員 Brownback が提出した法案 S.1404 の骨子は、センサス局、経済分析局、労働統計局の統合を検討する任務を持つ連邦統計政策委員会 (Federal Commission on Statistical Policy) を設置し、委員会は、3機関の統合による連邦統計庁 (Federal Statistical Service) について (統合するかどうか、ではなく、どう統合するか) の一連の勧告をする、機関の間でのデータシェアリング問題をとりあげ、特に8つの主要なデータセンター間で、相互の協力・連携によって重複、経費きた。その後、1998年9月24日に、S.1404 は Statistical Consolidation Act of 1998 に名称変更された。下院では、議員 Horn が改めて Statistical Consolidation Act of 1998 や負担の軽減、統計的目的でデータを共有しながら秘匿性を保持する「統計データセンター」をつくる、統計の質の改善をはかる、等を内容とする。この法案は、秘匿性の規定が、本稿5でとりあげた政府提案内容をふくみこんでおり、議会両党が同意する形で審議されて(H.R.4620)を9月24日に提出した。こ

の法案は成立に近いところまで来たが、AFL-CIO が、BLS が労働省を離れると、政治的独立性を喪失する恐れを表明して、成立は先送りされ、10月6日付けにこの S.1404 に関する報告書が発表された。⁶⁹⁾ 結局、1998 年秋の中間選挙に先立つ第 105 期議会の第 2 会期迄には、これら法案は成立せず、第 106 期議会に持ち越されることになった。

とはいえ、統計機関の統合へ向けてのこの法案は成立直前にあるという状況にあることは確かなようである。この法案の審議・成立は、情報技術の発展や統計情報をめぐる社会環境の変化の中が統計機関の在り方に大きな影響をあたえている中での、分散型統計制度の集中型への大きな踏み出しとして、特段の注目が必要である。

注

- 1) ① www.iitf.nist.gov、② G. W. Gates (1997), "Information Privacy : Redesigning the Legal and Ethical Framework When The Physical Boundaries Disappear、" *1997 Proceedings on Government Statistics Section, ASA*. (以下、例えば *ASA, GSS 1997 Proceedings*. と略記) 伊藤陽一訳、科学研究費補助金・重点領域研究(1)「マイクロ統計 データ」計画研究 A02 資料 No.8 (法政大学日本統計研究所)
- 2) 伊藤陽一(1987)「合衆国連邦政府・分散型統計機構と統計調整をめぐって」『*経済志林*』54-3.4
- 3) 伊藤陽一(1988)「合衆国連邦統計における 1980 年代前半統計改革と予算削減」『*経済志林*』56-1
- 4) 伊藤陽一(1987)「情報公開、プライバシー保護、コンピュータ利用と統計活動—アメリカ合衆国での展開経過 (I), (II)—」『*経済志林*』55-1,3
- 5) members.aol.com/copfafs. COPFAS が主催する 1998 年 11 月の会議のテーマは「機関の間での調整と協力」である。
- 6) ① www2.nas.edu/cnstat、② S. E. Fienberg and others (1995) "The Committee on National Statistics: fostering interactions between statisticians in Academia and Government," *International Statistical Review*, Vol.63 No.3.③ 最近の作業として、NRC-NAS(1992), *Principles and Practices for a Federal Statistical Agency*.
- 7) 伊藤陽一(1986)「国際統計体制とアメリカ連邦政府統計—国連統計体制の成立まで—」『*経済志林*』56-1
- 8) ① (1995)104-1 S. Report 104-8, *Paperwork Reduction Act of 1995*、② (1995)104-1 H. R. Report 104-37, *Paperwork Reduction Act of 1995*、③ (1995) 104-1 H.R Report 104-99, *Paperwork Reduction Act of 1995*
- 9) www.whitehouse.gov/WH/EOP/OMB/html/ombhome.html
- 10) ① www.bts.gov/fcsm/methodology、② FCMS の 20 年間の活動を多面的に論じた 5 つのペーパーからなるセッションがあった。ASA, *GSS. 1995 Proceeds*, pp.262-284。なお、合

- 衆国政府統計の研究において重要な ASA の GSS は ASA の Section としてはじめて、年次総会の Proceedings を 1996 年分からネットに載せた。www.amstat.org;→section→government statistics→Meetings and Training 11) www.fedstats.gov
- 12) センサス局は www.census.gov から入っていくことが可能。さらにwww.census.gov/dats/www を準備中 (98 年 10 月末現在)。BLS は www.stats.bls.gov/datahome.htm、
- 13) OMB(1997) *Statistical Programs of the United States Government: Fiscal Year 1998*
- 14) ①FCSM (1990), *Computer Assisted Survey Information Collection—SWP*(Statistical Policy Working Paper<以下 SPW>19、② *The Role of Telephone Data Collection in Federal Statistics* SWP 12、③*Electronic Dissemination of Statistical Data*、SWP24
- 15) ①W. L. Nicholls & E. D. de Leeuw (1996) "Factors in acceptance of interviewing computer-assisted methods: a conceptual and historical review" *ASA 1996 Proceedings of the Section on Survey Research Methods*, (以下、ASA, SSRM, 1996 Proceedings と略記) ②L. J. Harrell, Jr, R. L. Clayton, & G. S. Werking (1996), "TDE and Beyond: Data Collection on the World Wide Web" *ASA, SSRM, 1996 Proceedings*, ③Census Bureau(1998)、*Report on Automated Data Collection* (この報告は筆者未見)
- 16) M. V. Appel & others (1995), "Experiences with fax data reporting and questionnaire distribution," *ASA, SSRM, 1995 Proceedings*
- 17) ①R. L. Clayton & G. S. Werking (1995), "Using E-mail/World Wide Web for Establishment survey Data Collection," *ASA, SSRM, 1995 Proceedings*.
②L. A. Malakoff & others (1995), "Report on Spoken Languages Recognition Year 2000 Census Questionnaire," *ASA, SSRM, 1995 Proceedings*.
- 18) E. Sweet & C. Russel (1996), "A Discussion of Data Collection via the Internet" *ASA, SSRM, 1995 Proceedings*.
- 19) 2000 年センサスに関する文献は膨大にわたる。それは、1990 年センサス前後から 1990 年センサスの評価と次回センサスでの改革論議としてはじまり、統計学会や各種会議での検討、学会からの提言・勧告、議会委員会へのセンサス局の各種報告、試験調査の予算請求、結果報告等あるからである。学会での個別報告や論文を除いて、主な文献をしぼってあげれば以下のものがある。
- ① Panel to Evaluate Alternative Census Methods, Committee on National Statistics (1993) *A Census that mirrors America: Interim Report* ② Panel to Evaluate Alternative Census Methods, Committee on National Statistics(1994)*Counting People in the Information Age*, National Research Council, ③—*Preparing for the 2000 Census: Interim Report III*、National Academy Press, ④ National Research Council (1995),*Modernizing the U. S. Census*, ⑤ Bureau of the Census (1998), *Preparing for the Census 2000*, ⑥ GAO(1998), *Preparation for Dress Rehearsal Leave Many Unanswered Questions* (GAO/GGD-98-74)

- 20) ① Bureau of the Census(1997), *Report to Congress—The Plan for Census 2000*, ② M. F. Riche (1997), "Should the Census Bureau use 'statistical sampling' in Census 2000?" *In-sight*, August 18, ③ *COPAFS News* "A Brief History of the litigation on sampling in the 2000 Decennial Census" 他。
- 21) *Washington Post*, Aug 6, 25, 26, Oct 25, 1998. *New York Times*, Aug 25, 26, Oct 26, 1998
- 22) ① GPO(1995) *Economic Statistics: Measurement Problems Can Affect the Budget and Economic Policymaking*, ②平井文三 (1995)「アメリカ合衆国における経済統計の問題点」『統計情報』11月号
- 23) ① GPO(1995) *Economic Statistics: Status Report on the Initiative to Improve Economic Statistics*, ②平井文三・渡邊浩之 (1996)「アメリカ合衆国の『経済統計構想』について—(上)、(中)、(下)」『統計情報』3月、4月、5月号
- 24) J. S. Landefeld (1996), "Accuracy, Timeliness, and Relevance," *Economic Statistics: Accuracy, Timeliness, and Relevance*. Papers and Proceedings from an ISI-EUROSTAT-BEA Conference, Sept 9-11, 1996
- 25) ① [//stats.bls.gov/cpihome.htm](http://stats.bls.gov/cpihome.htm) ② (1996) "Statistics Under the Spotlight: Improving the Consumer Price Index" –ASA, GSS の年次総会の invited session, *ASA, GSS 1996 Proceedings*, ③ (1996), *MLR* Sept. 1998 CPI Revision 特集
- 26) ① <http://www.Child.stats.gov>, ② "Federal Interagency Forum Release: America's Children: Key National Indicators of Well Being," *COPAFS Newsletter*, No.93 April-June 1998.
- 27) ① www.census.gov/epcd/www/naics.html#final, 関連文献を包括的に提示している。② www.naics.com, ③ D. K. Allen (1998), "NAICS Overview," distributed at 1998 Joint IASS/IAOS Conference.
- 28) ① stats.bls.gov/soc/soc_home.htm, ② OMB (1997) "Notice of Solicitation of Comments 1997 Standard Occupational Classification revision" July 7, 1997. *Federal Register*, pp. 36337-36409 ③ OMB(1998), "1998 Standard Occupational Classification Revision," *Federal Register*, August 5, 1998.
- 29) 現行の都市地域の定義は、OMB(1998), "Revised Statistical Definitions of Metropolitan Areas (MAs) and Guidance on Uses of MA Definitions," *Bulletin* No.98-06,
- 30) ① OMB(1997) "Revisions to the Standards for the Classification of Federal Data on Race and Ethnicity", 関連して ② OMB(1997) "Recommendations from interagency Committee for the Review of the Racial and Ethnic Standards", ③ OMB(1994) "Revision to the Standards for the Classification of Federal Data on Race and Ethnicity".
- 31) ① S. Evinger & others (1995), "Review of the Federal Racial and Ethnic Categories," *ASA, GSS 1995 Proceedings*.この会議での Racial and Ethnic Categories に関するセッションでの報告 のひとつである。他の報告も参考になる。② National Research Council, Commission

- on Behavioral and Social Sciences and Education. Committee on National Statistics (1995), *Modernizing the U.S.Census*, chap. 7 ③ U. S. Congress, H.R.Hearing (1994), *Review of Federal Measurement of Race and Ethnicity*, Hearing before the Subcommittee on Census, Statistics and Postal Personnel of the Committee on Post Office and Civil Service, Apr.14, June 30, July 29, and Nov 3, 1993 ④ S. Evinger (1996), "OMB Review of Federal Standards for Data on Race and Ethnicity," *GSS-SSS Newsletter*, Winter 1996.
- 32) ① C. F. Citro and R. T. Michael (1995), *Measuring Poverty: A New Approach*, National Academy Press, ② C. Citro & others (1995), "Measuring poverty: A New Approach," *ASA, GSS 1995 Proceedings*, ③ C. Con N. M. Gordon (1995), "Measuring Poverty," *ASA, GSS 1997 Proceedings*. この会議での貧困に関するセッションでの報告のひとつである。他の報告も参考になる。 ④ 1963-4 年の貧困線設定以降パネル報告にいたる歴史の簡単な要約は、G. M. Fisher (1997), "The Development and History of the U. S. Poverty Thresholds-A Brief Overview", *GSS-SSS Newsletter*, Winter1997, Winter, Summer1996。
- 33) 日本におけるマイクロデータに関する大規模な研究として、1996-1998 年の科学研究費補助金-重点領域研究(1) (研究代表者・松田芳郎) がある。『統計情報活用のフロンティアの拡大の総括的研究—マイクロデータによる社会構造解析—』1996 年度、1997 年度研究成果報告書がその全体を示している。このプロジェクトの Newsletter として *Facts From Data* が No.8/9(Oct 1998), また日本統計研究所から成果の一環として、資料 No.1-No.8(1998 年 10 月) 他が出版されている。さらに雑誌『統計』の特集号、1996 年 2 月号、1998 年 8 月号ある。これらが全体として国際状況も伝えている。国際的に進行中のものとして注目すべきは、EU が部分的に支援しているオランダ、イタリー、英国の共同プロジェクト (SDC<Statistical Disclosure Control>-project) www.cbs.nl.sdc と Eurostat が主催しているセミナーと会議 (International Seminars on Statistical Confidentiality <Dublin:1992, Luxembourg:1994, Bled:1996>, Conference on Statistical Data Protection '98:<Lisbon:1998 March 25-27> www.businessoffice.lu/sdp98-home.html) である。
- 34) Jan. 29, 1996, *Federal Register* (61FR2876-2879)
- 35) June 27, 1997 *Federal Register* (62FR35044-35050) Federal Statistical Confidentiality Order
- 36) ① Statistical Confidentiality Act (H.R.3924) — 議会のネット・サイトで参照可能, ② K. K. Wallman (1997), "Sharing Statistical Information for Statistical Purposes," *FCSM Record Linkage Techniques-1997*.
- 37) ①文献 13)に OMB の FCSM に Interagency working group on confidentiality and disclosure limitation が作られたとの記述がある。② (1998) "Privacy and Confidentiality Issues Statistical Disclosure Control," *Amstat News*, April, p.4
- 38) Kent Marquis, & others (1996), "Towards a U. S. Population Database from Administrative Records," *ASA, GSS 1996 Proceedings*.

- 39) ① G. W. Gates (1996), "Administrative Records can Play a Greater Role in National Statistics if...", *ASA, GSS 1996 Proceedings*, ② P. T. Spolarich (1995), "Barriers to data sharing in the federal statistical system," *ASA, GSS 1997 Proceedings*. ASA 1995 の総会でのセッションでの報告のひとつである。③ Daniel Melnick (1996), "Using Administrative Records for Generating Government Statistics," *ASA, GSS 1996 Proceedings*.
- 40) 伊藤陽一(1998)「合衆国における社会保障番号とプライバシー保護」「マイクロ統計データ」計画研究 A02 資料 No.6 (法政大学日本統計研究所)
- 41) Jabine (1996), "Discussion" *ASA, GSS 1996 Proceedings*.
- 42) R. W. Marx (1996), "Issues Related to Using Administrative Records in Census 2000," *ASA GSS 1996 Proceedings*.
- 43) ① D. G. Johnson & H. Nissenbaum ed. (1995), *Computers, Ethics and Social Values*, ③ T. M. F. Smith (1995), "The Statistical Profession and the Chartered Statistician," *JOS*, No.1 Prentice Hall, ② R. Jowell (1986), "The Codification of Statistical Ethics," *Journal of Official Statistics* (以下 *JOS*), 2,
- 44) ISI (1985), Declaration on Professional Ethics, *International Statistical Review* Vol. 54, No.2
- 45) 山下公明 (1994)「国連統計委員会特別会合に出席して」『統計情報』1994.7
- 46) ① ASA (1989) "Ethical Guideline for Statistical Practice," ② www.tcnj.edu/~asaethic/, ③ ASA (1998), "Ethical Guideline for Statistical Practice Draft for General Comment," *Amstat News*, May.
- 47) M. E. Martin & M. L. Straf ed. (1993) *Principles and Practices for a Federal Statistical Agency*, CNSTAT. (ネットで参照可能)。
- 48) G. T. Duncan and others ed. (1993), *Private Lives and Public Policies- Confidentiality and Accessibility of Government Statistics*, National Academy Press なお、パネルからの報告論文をふくむこのテーマの特集を *JOS* 1993 No.2 が組んでいる。
- 49) ① Executive Order 12862, 23 Sep., ② B. Clinton & A. Gore (1994) *Putting customers first: standards for serving the American people*, Report of the National Performance Review, GPO ③ 例えば、BLS(1998), *1998 Customer Service Guide* は BLS 担当の統計分野・項目別に URL のアドレスと担当者氏名・電話番号、他の政府統計機関の電話番号、そして 1998 年の 1 年間の統計発表日カレンダーを掲載している。
- 50) M. A. Guadagno & others (1995), "Assessing Customer Satisfaction in a Federal Statistical Agency," *ASA, GSS 1995 Proceedings*, pp.186-
- 51) C. M. Kazanowski (1995), "Measuring customer service at the Bureau of Labor Statistics," *ASA, GSS 1995 Proceedings*, pp.95-
- 52) ① FCSM (1995) *Electric Dissemination of Statistical Data*, SWP 24 ② R. J. Weinzmer (1996), "Electronic Dissemination of Statistical Information from the National Center for Health

- Statistics," ASA, *GSS 1996 Proceedings*.pp.233- ③ R. A. Hilton (1996)," Electronic Dissemination of Government Information: GPO and the Federal Depository Library Program in Transition," ASA, *GSS 1995 Proceedings*.pp.237-
- 53) Minutes of the COPFAS quarterly meeting on June 12,1998
- 54) OTA (1989), Statistical Needs for a Changing U. S. Economy, Background Paper 55) Janet L. Norwood (1995), *Organizing to Count-Change in the Federal Statistical System*, Urban Institute Press.
- 56) ① Statistical Consolidation Act of 1995(H.R.2521) -議会のネット・サイトで参照可能、
②平井文三(1996)「アメリカ連邦政府の統計機構改革案について」『統計情報』9月
- 57) ①H.R.2521, *The Statistical Consolidation Act of 1995*, Hearing before the Subcommittee on Government Management Information, and Technology of the Committee on Government Performand Oversight 104 Congress 2nd Session H.R.2521, March 22, 1996 ②General Accounting Office(1996),*Government Statistics: Proposal to Form a Federal Statistical Service* (GAO/GGDE-96-93)
- 58) ① (1998) Statistical Consolidation Act of 1998, Senate Report 105-367, ②Hearing, *Federal Statistical System Act of 1997* (Statistical Agency Consolidation and Data Sharing) March 26th, 98
- 59) ① *COPAFS Newsletter*, July-September, 1998, p.2, ② *Congressional Record, Daily Digest*, Tuesday, October 6, 1998